

I. 反対尋問

- 5 検察側は独立燃焼説で、「目的物が独立に燃焼を継続に至った時点で、公共の危険が生ずるに至ったとみる」としているが、目的物が独立に燃焼を継続に至った時点で常に公共の危険が生じるということか。

II. 学説の検討

10 建造物の一体性について

ア説

検察側と同様の理由により採用しない。

イ説

- 15 機能的に一体として利用されることにより、人がそこに居合わせて火災の危険にさらされる可能性が増加するため、機能的一体性についても考慮に入れるべきである。（もっとも、物理的一体性が建造物の一体性判断の前提要件であることから、建造物の一体性を肯定できるのは物理的一体性が認められる範囲に限定され、機能的一体性は物理的一体性が弱い場合にそれを補充する要素にすぎない¹。）
- 20 よって、検察側と同様に弁護側もイ説を採用する。

「焼損」の意義について

A説(効用喪失説)

検察側と同様の理由により採用しない。

25

B説(重要部分燃焼開始説)

検察側と同様の理由により採用しない。

C説(毀棄説)

- 30 検察側と同様の理由により採用しない。

¹ 中森喜彦「刑法各論」(第3版・2011,有斐閣)166頁。

高橋則夫「刑法各論」(第2版・2014,成文堂)460頁。

D-2 説（効用喪失説をも併用する独立燃焼説²⁾

放火罪は、火力による目的物の焼損を要件としているのであり、目的物の燃焼によらない危険を包摂することはできない³⁾。

よって弁護側は本説を採用しない。

5

D-1 説(純粹な独立燃焼説)

独立燃焼すれば「公共の危険」は発生していることから、本説は妥当であるといえる⁴⁾。難燃性建造物であっても可燃部分がある以上はその部分の独立燃焼をまっぴらに既遂とすべきである⁵⁾。

10

Ⅲ.本問の検討

第一

1. Xが甲ビル西棟地上1階で火を放った行為につき現住建造物等放火罪(108条)が成立しないか。これが成立するためには、①「現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物」等に②「放火して」③「焼損」したことが必要である。

15

2. 建造物該当性および現住性について

(1)「建造物」とは、家屋その他これに類似する建築物をいい、屋根があり壁または柱で支持されて土地に定着し、少なくともその内部に出入りすることができるものをいう⁶⁾。そして、建具その他の家屋の従物は、毀損しなければ取り外せない状態にある場合にのみ建造物の一部となる⁷⁾。

20

本件において、「連結通路にあった内部装飾(木造像・絵画等)」が、頑丈に固定されている等の「毀損しなければ取り外せない状態」にあったという事情は見られないため、「建造物」には当たらない。

一方甲ビルは、家屋その他これに類似する建築物にあたり、①「建造物」にあたる。

25

(2)次に、「現に人が住居に使用し」とは、現に人が起臥寝食する場所として日常使用していることを指す。

甲ビルの西棟は商業施設として利用されており22時を過ぎると無人の状態となり、非現在部分である。一方で、東棟は5階から30階部分が住居として使用されているほか、4

²⁾ 団藤重光『刑法綱要各論[第3版]』(創文社,1990)195頁。

³⁾ 大塚仁「刑法概説[各論]」(有斐閣,2005)374頁。

⁴⁾ 高橋則夫「刑法各論」(第2版、2014、成文堂)453頁。

⁵⁾ 村瀬、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法[第2版]』(青林書院,2002年)7巻21頁。

⁶⁾ 大判大正3・6・20

⁷⁾ 最判昭和25・25・12・14

階と5階では保育園の保育士が生活をしているから、現に人が起臥寝食する場所として日常使用しているといえ、現住部分である。

ア 本件において、Xが放火したのは非現在部分である本件西棟であるところ、現住性が認められないのではないか。本件西棟と東棟の一体性が問題となる。

5 イ この点について、弁護側は前述の理由よりイ説をとる。よって、建造物の一体性は物理的一体性を前提として機能的一体性をも考慮して判断する。

ウ 本件では、東棟の居住者は連絡通路を使用して西棟に移動することが想定されているため、西棟と東棟の間には強い機能的一体性が認められる。

10 もっとも、甲ビルは、全体的に最新の不燃性素材が使用されており、Xの行為のあった西棟と現住部分である東棟の間の連結通路には耐火性の高い素材で作られた隔壁が設置されている。また、スプリンクラーといった消火設備を完備するなど、徹底的な火災防止措置が施されていることを考慮すれば、西棟で火災が発生したとしても、東棟に延焼する蓋然性は認められない。そのため、物理的一体性は否定される。

15 (3)したがって、本件西棟と東棟を一体のものとして現住建造物ということはできず、西棟は東棟とは独立した非現住建造物と解するべきである。よって、以下ではXの当該行為につき非現住建造物放火罪(109条1項)が成立するか検討する。

3. 放火について

(1) 放火とは、目的物の焼損を惹起させる行為をいう。

20 本件で、Xは、ガソリン70Lとライターを用意し、甲ビル西棟地上5階の非常階段から1階にかけてガソリンを撒き、1階で火を放っている。引火性の極めて高いガソリンを70Lも散布し、これに点火する行為は、目的物の焼損を惹起させうる行為といえる。

(2) よって、当行為は「放火」行為にあたる。

4. 焼損について

25 (1)「焼損」とは、弁護側の取るD-1説によれば、火が媒介物を離れ独立して燃焼を継続しうる状態に達したことを言う。

これを本件についてみるに、確かに甲ビル西棟の非常階段地上1階から7階、並びに連結通路の西側約10mと隔壁を損壊していることは認められるが、火が媒介物たるガソリンを離れ建造物自体に燃え移り、独立して燃焼を継続しうる状態になったと認めるに足る事情は存しない。

30 従って、「焼損」は認められない。

5. 故意について

(1) 故意(38条1項本文)とは、客観的構成要件該当事実の認識・認容をいう。本件では、Xに上記構成要件該当事実の認識・認容があるといえるため、故意も認められる。

6. よって、Xの上記行為につき非現住建造物等放火未遂罪が成立する。

35 第二

1. Xが上記行為によって連結通路内にあった内部装飾(木造像・絵画等)を焼損させた行為につき、建造物以外放火罪(110条)が成立するか。

(1) 上記の通り、Xの行為は西棟の焼損を惹起する行為であるから、西棟と接続している連結通路の装飾が熱によって発火する危険性を惹起する行為であり、「放火」行為に当たる。

(2) また、内部装飾が焼損している。

(3) そして、「公共の危険」とは、一般人の印象からして不特定もしくは多数人の生命・身体・財産に対する危険を感じさせる状態をいう。

本件において、連絡通路の内部装飾が発火した場合、一般人の蓋然性の判断基準では同じ階の部屋にいる保育士並びに下階の保育士や保育園利用者が生命等に対する危険を感じる状態にあると言えるから、公共の危険が認められる。

そして、Xは「ビル内に人がいても構わない」と考えていたのであるから、発火した場合にはかかる危険が発生することについての認識を有していたと言える。

(4) 上記よりXは甲ビル自体の放火につき故意が存するのであるから、内部装飾の焼損についても故意が存したと言える。

(5) したがって、Xに建造物等以外放火罪が成立する。

第三

1. Xが上記行為によって甲ビル西棟の非常階段部分地上1階から7階及び連結通路西側10m並びに隔壁を損壊させた行為につき、建造物損壊罪(260条)が成立するか。

(1) まず、甲ビルは乙社の所有にあるビルであるから「他人の建造物」に当たる。

(2) 「損壊」とは、物の効用を害する一切の行為をいうところ、Xの放火行為によって非常階段及び連絡通路並びにその隔壁は使用不可能となり、原状回復に相当な困難を生じさせているから、その効用が消滅したと言える。

(3) また、Xは甲ビル自体を焼損させようとしていたのであるから、非常階段等の損壊についても故意を有していたと言える。

(4) したがって、Xに建造物等損壊罪が成立する。

IV. 結論

Xの行為につき非現住建造物等放火未遂罪(112条,109条1項)、建造物等以外放火罪(110条1項)、建造物等損壊罪(260条)が成立し、観念的競合(54条1項)となる。

30

以上